

<p>中国人民银行关于加强支付结算管理防范电信网络新型违法犯罪有关事项的通知</p> <p>银发〔2016〕261号</p> <p>中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部，各省会（首府）城市中心支行，深圳市中心支行；国家开发银行，各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行，中国邮政储蓄银行；中国银联股份有限公司，中国支付清算协会；各非银行支付机构：</p> <p>为有效防范电信网络新型违法犯罪，切实保护人民群众财产安全和合法权益，现就加强支付结算管理有关事项通知如下：</p> <p>一、加强账户实名制管理</p> <p>（一）全面推进个人账户分类管理。</p> <p>1. 个人银行结算账户。自2016年12月1日起，银行业金融机构（以下简称银行）为个人开立银行结算账户的，同一个人在同一家银行（以法人为单位，下同）只能开立一个Ⅰ类户，已开立Ⅰ类户，再新开户的，应当开立Ⅱ类户或Ⅲ类户。银行对本银行行内异地存取现、转账等业务，收取异地手续费的，应当自本通知发布之日起三个月内实现免费。</p> <p>个人于2016年11月30日前在同一家银行开立多个Ⅰ类户的，银行应当对同一存款人开户数量较多的情况进行摸排清理，要求存款人作出说明，核实其开户的合理性。对于无法核实开户合理性的，银行应当引导存款人撤销或归并账户，或者采取降低账户类别等措施，使存款人运用账户分类机制，合理存放资金，保护资金安全。</p> <p>2. 个人支付账户。自2016年12月1日起，非银行支付机构（以下简称支付机构）为个人开立支付账户的，同一个人在同一家支付机构</p>	<p>中国人民銀行：支払決済管理の強化による電信ネットワーク新型違法犯罪防止の関連事項に関する通知</p> <p>銀発〔2016〕261号</p> <p>中国人民銀行上海総部、各分行・営業管理部、各省都（省府）都市中心支行、深圳市中心支行；国家開発銀行、各政策性銀行・国有商業銀行・株式制商業銀行、中国郵政貯蓄銀行；中国銀聯株式有限公司、中国支払清算協会；各非銀行支払機構：</p> <p>電信ネットワーク新型違法犯罪を効果的に防止し、人民大衆の財産の安全性及び合法的權益を適切に保護するため、ここに支払決済管理の強化に関する事項を以下の通り通知する：</p> <p>一、口座实名制管理の強化</p> <p>（一）個人口座分類管理を全面的に推進する。</p> <p>1. 個人の銀行決済口座。2016年12月1日より、銀行業金融機関（以下「銀行」）が個人のために銀行決済口座を開設する場合、同一個人は同一銀行（法人を単位とする、以下同様）において一つのⅠ類口座しか開設できず、既にⅠ類口座を開設しており、更に新たな口座を開設する場合、Ⅱ類口座或いはⅢ類口座として開設しなければならない。銀行が当該銀行行内の異地における現金の預入引出・振替等の業務に対して、行内・異地手数料を徴収している場合、本通知の公布日より3ヶ月以内にこれら手数料の無償化を実現しなければならない。個人が2016年11月30日以前に同一銀行に複数のⅠ類口座を開設する場合、銀行は同一預金者が比較的多くの口座開設数を有することに対して精査を行い、預金者に説明を求め、その口座開設の合理性を確認しなければならない。口座開設の合理性を確認することができない場合、銀行は預金者に口座を解約或いは統合するよう指導する、或いは口座分類を引き下げる等の措置を講じ、口座分類メカニズムの運用により預金者に、合理的な資金の預入れ、資金の安全性保護をさせなければならない。</p> <p>2. 個人の支払口座。2016年12月1日以降、非銀行支払機構（以下「支払機構」）が個人のために支払口座を開設する場合、同一個人</p>
---	--

只能开立一个Ⅲ类账户。支付机构应当于2016年11月30日前完成存量支付账户清理工作，联系开户人确认需保留的账户，其余账户降低类别管理或予以撤并；开户人未按规定时间确认的，支付机构应当保留其使用频率较高和金额较大的账户，后续可根据其申请进行变更。

(二) 暂停涉案账户开户人名下所有账户的业务。自2017年1月1日起，对于不法分子用于开展电信网络新型违法犯罪的作案银行账户和支付账户，经设区的市级及以上公安机关认定并纳入电信网络新型违法犯罪交易风险事件管理平台“涉案账户”名单的，银行和支付机构中止该账户所有业务。

银行和支付机构应当通知涉案账户开户人重新核实身份，如其未在3日内向银行或者支付机构重新核实身份的，应当对账户开户人名下其他银行账户暂停非柜面业务，支付账户暂停所有业务。银行和支付机构重新核实账户开户人身份后，可以恢复除涉案账户外的其他账户业务；账户开户人确认账户为他人冒名开立的，应当向银行和支付机构出具被冒用身份开户并同意销户的声明，银行和支付机构予以销户。

(三) 建立对买卖银行账户和支付账户、冒名开户的惩戒机制。自2017年1月1日起，银行和支付机构对经设区的市级及以上公安机关认定的出租、出借、出售、购买银行账户（含银行卡，下同）或者支付账户的单位和个人及相关组织者，假冒他人身份或者虚构代理关系开立银行账户或者支付账户的单位和个人，5年内暂停其银行账户非柜面业务、支付账户所有业务，3年内不得为其新开立账户。人民银行将上述单位和个人信息移送金

人は同一支払機構においては一つのⅢ類口座のみ開設できる。支払機構は2016年11月30日までに既存の支払口座の整理業務を完了させ、口座開設者に連絡して保留する必要がある口座を確認し、残りの口座は分類管理を引き下げるか、抹消統合しなければならない；規定の時間までに口座開設者を確認できない場合、支払機構は使用頻度の比較的高い口座や金額の比較的大きい口座を留保しなければならないが、これらの理由に基づき、以降の利用について変更申請をすることができる。

(二) 事件に関わる口座の名義人が保有する全ての口座については暫時業務停止する。2017年1月1日より、不法分子が電信ネットワーク新型違法犯罪の犯行に使用した銀行口座及び支払口座が、区を設ける市級及びそれ以上の公安機関の認定を経て、電信ネットワーク新型違法犯罪取引リスク事件管理プラットフォームの「事件関連口座」リストに組み入れられた場合、銀行及び支払機構は当該口座の全ての業務を中止しなければならない。

銀行及び支払機構は事件関連口座の口座開設者に改めて身分を確認するよう通知しなければならないが、当該口座開設者が3日以内に銀行或いは支払機構に改めて身分を確認しなかった場合、口座開設者名義のその他の銀行口座に対して非窓口業務を暫時停止し、支払口座については全ての業務を暫時停止しなければならない。銀行及び支払機構は口座開設者の身分を改めて確認した後、事件関連口座以外のその他の口座業務を再開することができる；口座開設者が他人名義で口座を開設したことを認めた場合、銀行及び支払機構に他人名義の身分による口座であり口座解約に同意する旨の声明を発行しなければならないが、銀行及び支払機構は口座解約を行う。

(三) 銀行口座及び支払口座の売買・他人名義の口座開設に対する懲戒メカニズムを構築する。2017年1月1日より、銀行及び支払機構は、区を設ける市級及びそれ以上の公安機関の認定を経て銀行口座（銀行カードを含める、以下同様）或いは支払口座を貸貸・貸出・売却・購入した単位及び個人並びに関連組織者、他人の身分を盗用或いは代理関係を捏造して銀行口座或いは支払口座を開設した単位及び個人に対して、5

<p>融信用信息基础数据库并向社会公布。</p> <p>(四) 加强对冒名开户的惩戒力度。银行在办理开户业务时,发现个人冒用他人身份开立账户的,应当及时向公安机关报案并将被冒用的身份证件移交公安机关。</p> <p>(五) 建立单位开户审慎核实机制。对于被全国企业信用信息公示系统列入“严重违法失信企业名单”,以及经银行和支付机构核实单位注册地址不存在或者虚构经营场所的单位,银行和支付机构不得为其开户。银行和支付机构应当至少每季度排查企业是否属于严重违法企业,情况属实的,应当在3个月内暂停其业务,逐步清理。</p> <p>对存在法定代表人或者负责人对单位经营规模及业务背景等情况不清楚、注册地和经营地均在异地等异常情况的单位,银行和支付机构应当加强对单位开户意愿的核查。银行应当对法定代表人或者负责人面签并留存视频、音频资料等,开户初期原则上不开通非柜面业务,待后续了解后再审慎开通。支付机构应当留存单位法定代表人或者负责人开户时的视频、音频资料等。</p> <p>支付机构为单位开立支付账户,应当参照《人民币银行结算账户管理办法》(中国人民银行令〔2003〕第5号发布)第十七条、第二十四条、第二十六条等相关规定,要求单位提供相关证明文件,并自主或者委托合作机构以面对面方式核实客户身份,或者以非面对面方式通过至少三个合法安全的外部渠道对单位基本信息进行多重交叉验证。对于本通知发布之日前已经开立支付账户的单位,支</p>	<p>年以内はその銀行口座の非窓口業務・支払口座の全ての業務を暫時停止しなければならない。3年以内は新たに口座を開設してはならない。人民銀行は上述の単位及び個人の情報を金融信用信息基礎データベースに送信し、社会に公布する。</p> <p>(四) 他人名義の口座開設に対する懲戒程度を強化する。銀行は口座開設業務を取り扱う際、個人が他人の身分を冒用して口座を開設することを発見した場合、遅滞なく公安機関に事件を通報し、冒用された身分証を公安機関に引き渡さなければならない。</p> <p>(五) 単位による口座開設に対する慎重な確認メカニズムを構築する。全国企業信用信息公示システムにおいて「重大違法信用喪失企業リスト」に列記されている、並びに銀行及び支払機構により単位の登録住所が存在しない或いは経営場所を捏造していたことが確認された単位に対して、銀行及び支払機構は口座を開設してはならない。銀行及び支払機構は少なくとも四半期毎に企業が重大違法企業に属していないかを精査し、事実であると判明した場合、3ヶ月以内にその業務を暫時停止し、段階的に整理しなければならない。</p> <p>法定代表人或いは責任者が単位の経営規模及び業務背景等の状況について把握していない・登録地及び経営地がいずれも異地である等の異常な状況にある単位に対して、銀行及び支払機構は当該単位の口座開設意思に対する審査を強化しなければならない。銀行は法定代表人或いは責任者に対して実際に面談を行い、且つビデオ・音声資料等を保存し、口座開設当初は原則、非窓口業務を開始せず、当該単位を理解した後に慎重に開始しなければならない。支払機構は単位の法定代表人或いは責任者の口座開設時のビデオ・音声資料等を保存しなければならない。</p> <p>支払機構が単位のために支払口座を開設する場合、《人民元銀行決済口座管理弁法》(中国人民銀行令[2003]第5号にて公布)第十七条・第二十四条・第二十六条等の関連規定に基づき、当該単位に関連証明書類を提供するよう要求し、自主的に或いは提携機構に委託して対面方式により顧客の身分を確認する、或いは非対面方式により少なくとも3つの合法的且つ安全な外部ルー</p>
--	--

付机构应当于2017年6月底前按照上述要求核实身份，完成核实前不得为其开立新的支付账户；逾期未完成核实的，支付账户只收不付。支付机构完成核实工作后，将有关情况报告法人所在地人民银行分支机构。

支付机构应当加强对使用个人支付账户开展经营性活动的资金交易监测和持续性客户管理。

（六）加强对异常开户行为的审核。有下列情形之一的，银行和支付机构有权拒绝开户：

1. 对单位和个人身份信息存在疑义，要求出示辅助证件，单位和个人拒绝出示的。

2. 单位和个人组织他人同时或者分批开立账户的。

3. 有明显理由怀疑开立账户从事违法犯罪活动的。

银行和支付机构应当加强账户交易活动监测，对开户之日起6个月内无交易记录的账户，银行应当暂停其非柜面业务，支付机构应当暂停其所有业务，银行和支付机构向单位和个人重新核实身份后，可以恢复其业务。

（七）严格联系电话号码与身份证件号码的对应关系。银行和支付机构应当建立联系电话号码与个人身份证件号码的一一对应关系，对多人使用同一联系电话号码开立和使用账户的情况进行排查清理，联系相关当事人进行确认。对于成年人代理未成年人或者老年人开户预留本人联系电话等合理情形的，由相关当事人出具说明后可以保持不变；对于单位批量开户，预留财务人员联系电话等情形的，应当变更为账户所有人本人的联系电话；对于无法证明合理性的，应当对相关银行账户暂停非柜面业务，支付账户暂停

トを通じて単位の基本情報について複合交差認証を行わなければならない。本通知の公布日前に既に支払口座を開設している単位に対して、支払機構は2017年6月末までに上述の要求に基づき身分を確認し、確認を完了するまでは当該単位のために新たな支払口座を開設してはならない；期限を過ぎても確認が完了していない場合、支払口座は受取のみに用い、支払に用いてはならない。支払機構は確認業務の完了後、関連状況を法人所在地の人民銀行分支機構に報告する。

支払機構は個人の支払口座を使用して経営性活動を行う資金取引に対するモニタリング及び持続的な顧客管理を強化しなければならない。

（六）異常な口座開設行為に対する審査を強化する。下記の状況のいずれかに該当する場合、銀行及び支払機構は口座開設を拒否する権利を有する；

1. 単位及び個人の身分情報に対して疑わしい点があり、補助的証明書を呈示するよう要求したが、単位及び個人が呈示を拒否した場合。

2. 単位及び個人・組織・他人が同時に或いは回を分けて口座を開設した場合。

3. 口座を開設して違法な犯罪活動に従事したことを疑う明確な理由がある場合。

銀行及び支払機構は口座の取引・動きに対するモニタリングを強化しなければならない。口座開設日より6ヶ月以内に取引記録がない口座に対して、銀行はその非窓口業務を暫時停止しなければならない。支払機構はその全ての業務を暫時停止しなければならない。銀行及び支払機構は単位及び個人に改めて身分を確認した後、その業務を再開することができる。

（七）連絡電話番号及び身分証番号の対応関係を厳格化する。銀行及び支払機構は連絡電話番号と個人の身分証番号について一対一の対応関係を構築し、複数人による同一の連絡電話番号を使用した口座開設及び使用状況に対して精査・整理し、関連当事者に連絡・確認しなければならない。成人が未成年者或いは高齢者の代理として口座を開設し、本人の連絡電話を届け出る等の合理的な状況であれば、関連当事者が説明の後に変態を保持することができる；単位が大量に口座を開設する場合、財務人員の

<p>所有业务。</p> <p>二、加强转账管理</p> <p>(八) 增加转账方式, 调整转账时间。自2016年12月1日起, 银行和支付机构提供转账服务时应当执行下列规定:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 向存款人提供实时到账、普通到账、次日到账等多种转账方式选择, 存款人在选择后才能办理业务。 2. 除向本人同行账户转账外, 个人通过自助柜员机(含其他具有存取款功能的自助设备, 下同)转账的, 发卡行在受理24小时后办理资金转账。在发卡行受理后24小时内, 个人可以向发卡行申请撤销转账。受理行应当在受理结果界面对转账业务办理时间和可撤销规定作出明确提示。 3. 银行通过自助柜员机为个人办理转账业务的, 应当增加汉语语音提示, 并通过文字、标识、弹窗等设置防诈骗提醒; 非汉语提示界面应当对资金转出等核心关键字段提供汉语提示, 无法提示的, 不得提供转账。 <p>(九) 加强银行非柜面转账管理。自2016年12月1日起, 银行在为存款人开通非柜面转账业务时, 应当与存款人签订协议, 约定非柜面渠道向非同名银行账户和支付账户转账的日累计限额、笔数和年累计限额等, 超出限额和笔数的, 应当到银行柜面办理。</p> <p>除向本人同行账户转账外, 银行为个人办理非柜面转账业务, 单日累计金额超过5万元的, 应当采用数字证书或者电子签名等安全可靠的支付指令验证方式。单位、个人银行账户非柜面转账单日累计金额分别超过100</p>	<p>連絡電話を届け出る等の状況の場合、口座所有者本人の連絡電話に変更しなければならない; 合理性を証明することができない場合、関連銀行口座について非窓口業務を暫時停止し、支払口座は全ての業務を暫時停止しなければならない。</p> <p>二、振替管理の強化</p> <p>(八) 振替方式を増加させ、振替時間を調整する。2016年12月1日より、銀行及び支払機構は振替サービスを提供する場合、下記の規定を執行しなければならない;</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 預金者に即時振替・普通振替・翌日振替等の複数の種類の振替方式の選択を提供する場合、預金者が選択した後でなければ業務を取り扱うことはできない。 2. 本人の同一銀行口座への振替を除き、個人の現金自動預払機(その他の預払機能を有するセルフサービス設備を含める、以下同様)を通じた振替について、カード発行銀行は受理の24時間後に資金振替を取り扱う。カード発行銀行の受理後24時間以内は、個人はカード発行銀行に振替取消を申請することができる。受理銀行は受理結果の画面において振替業務の取扱時間及び取消可能規定について明確な提示を行わなければならない。 3. 銀行が現金自動預払機を通じて個人のために振替業務を取り扱う場合、中国語の音声案内を強化し、文字・マーク・ポップアップウィンドウ等を通じて詐欺防止の注意喚起を設置しなければならない; 非中国語の案内画面は資金の振替出金等の核心的な重要領域に対して中国語案内を提供しなければならない、案内できない場合、振替を提供してはならない。 <p>(九) 銀行の非窓口振替管理を強化する。2016年12月1日より、銀行が預金者のために非窓口振替業務を開始する場合、預金者と協議を締結し、非窓口ルートによる非同名義の銀行口座及び支払口座への振替の日間累計限度額・件数及び年間累計限度額等を約定しなければならない、限度額及び件数を超過した場合、銀行窓口にて取り扱わなければならない。</p> <p>本人の同一銀行口座への振替を除き、銀行が個人のために非窓口振替業務を取り扱うに際し、一日当たりの累計金額が5万元を超過する場合、デジタル証書或いは電子署名等の安全且つ信頼できる支払指示の認証</p>
--	--

<p>万元、30万元的，银行应当进行大额交易提醒，单位、个人确认后方可转账。</p> <p>（十）加强支付账户转账管理。自2016年12月1日起，支付机构在为单位和个人开立支付账户时，应当与单位和个人签订协议，约定支付账户与支付账户、支付账户与银行账户之间的日累计转账限额和笔数，超出限额和笔数的，不得再办理转账业务。</p> <p>（十一）加强交易背景调查。银行和支付机构发现账户存在大量转入转出交易的，应当按照“了解你的客户”原则，对单位或者个人的交易背景进行调查。如发现存在异常的，应当按照审慎原则调整向单位和个人提供的相关服务。</p> <p>（十二）加强特约商户资金结算管理。银行和支付机构为特约商户提供T+0资金结算服务的，应当对特约商户加强交易监测和风险管理，不得为入网不满90日或者入网后连续正常交易不满30日的特约商户提供T+0资金结算服务。</p> <p>三、加强银行卡业务管理</p> <p>（十三）严格审核特约商户资质，规范受理终端管理。任何单位和个人不得在网上买卖POS机（包括MPOS）、刷卡器等受理终端。银行和支付机构应当对全部实体特约商户进行现场检查，逐一核对其受理终端的使用地点。对于违规移机使用、无法确认实际使用地点的受理终端一律停止业务功能。银行和支付机构应当于2016年11月30日前形成检查报告备查。</p>	<p>方式を採用しなければならない。単位・個人の銀行口座の非窓口振替の一日当たりの累計金額がそれぞれ100万元・30万元を超過する場合、銀行は高額取引の注意喚起を行い、単位・個人による確認後でなければ振り替えてはならない。</p> <p>（十）支払口座の振替管理を強化する。2016年12月1日より、支払機構が単位及び個人のために支払口座を開設する場合、単位及び個人と協議を締結し、支払口座と支払口座・支払口座と銀行口座間の日間累計振替限度額及び件数を約定しなければならず、限度額及び件数を超過する場合、振替業務を取り扱ってはならない。</p> <p>（十一）取引背景の調査を強化する。銀行及び支払機構が口座に大量の振替入金・振替出金の取引が存在することを発見した場合、「Know Your Customer」の原則に基づき、単位或いは個人の取引背景に対して調査を行わなければならない。異常があることを発見した場合、慎重原則に基づき単位及び個人に提供する関連サービスを調整しなければならない。</p> <p>（十二）特約業者の資金決済管理を強化する。銀行及び支払機構が特約業者のためにT+0資金決済サービスを提供する場合、特約業者に対する取引モニタリング及びリスク管理を強化しなければならず、加入後90日未満或いは加入後の継続的な正常取引が30日未満の特約業者にはT+0資金決済サービスを提供してはならない。</p> <p>三、銀行カード業務管理の強化</p> <p>（十三）特約業者の資質を厳格に審査し、受理端末の管理を規範化する。いかなる単位及び個人もインターネット上でPOS機（MPOSを含める）・カード読み取り機等の受理端末を売買してはならない。銀行及び支払機構は全ての実体のある特約業者に対して現場検査を行い、その受理端末の使用地点を逐一確認しなければならない。規定に違反して機器を移動させて使用している・実際の使用地点を確認することができない受理端末については、一律業務機能を停止する。銀行及び支払機構は2016年11月30日までに検査報告を作成して調査に備えなければならない。</p>
--	--

(十四) 建立健全特约商户信息管理系统和黑名单管理机制。中国支付清算协会、银行卡清算机构应当建立健全特约商户信息管理系统，组织银行、支付机构详细记录特约商户基本信息、启动和终止服务情况、合规风险状况等。对同一特约商户或者同一个人控制的特约商户反复更换服务机构等异常状况的，银行和支付机构应当审慎为其提供服务。

中国支付清算协会、银行卡清算机构应当建立健全特约商户黑名单管理机制，将因存在重大违规行为被银行和支付机构终止服务的特约商户及其法定代表人或者负责人、公安机关认定为违法犯罪活动转移赃款提供便利的特约商户及相关个人、公安机关认定的买卖账户的单位和个人等，列入黑名单管理。中国支付清算协会应当将黑名单信息移送金融信用信息基础数据库。银行和支付机构不得将黑名单中的单位以及由相关个人担任法定代表人或者负责人的单位拓展为特约商户；已经拓展为特约商户的，应当自该特约商户被列入黑名单之日起10日内予以清退。

四、強化可疑交易監測

(十五) 确保交易信息真实、完整、可追溯。支付机构与银行合作开展银行账户付款或者收款业务的，应当严格执行《银行卡收单业务管理办法》（中国人民银行令〔2013〕第9号发布）、《非银行支付机构网络支付业务管理办法》（中国人民银行公告〔2015〕第43号公布）等制度规定，确保交易信息的真实性、完整性、可追溯性以及支付全流程中的一致性，不得篡改或者隐匿交易信息，交易信息应当至少保存5年。银行和支付机构应当于2017年3月31日前按照网络支付报文相关金融行业技术标准完成系统改造，逾期未完成改造的，暂停有关业务。

(十四) 健全な特約業者情報管理システム及びブラックリスト管理メカニズムを構築する。中国支払清算協会・銀行カード清算機構は、健全な特約業者情報管理システムを構築し、銀行・支払機構による特約業者の基本情報・サービスの開始及び終了状況・コンプライアンスリスク状況等の詳細な記録をまとめなければならない。同一の特約業者或いは同一個人が支配する特約業者が繰返してサービス組織を変更する等の異常な状況に対して、銀行及び支払機構はサービスの提供に際して慎重を期さなければならない。

中国支払清算協会・銀行カード清算機構は健全な特約業者ブラックリスト管理メカニズムを構築し、重大な規定違反行為により銀行及び支払機構からサービスを停止された特約業者及びその法定代表人或いは責任者・公安機関が違法な犯罪活動による不正な資金移転のために便宜を図ったと認定した特約業者及び関連個人・公安機関が口座を売買したと認定した単位及び個人等をブラックリスト管理に組み入れる。中国支払清算協会はブラックリストの情報を金融信用情報基礎データベースに送信しなければならない。銀行及び支払機構はブラックリスト上の単位及び関連個人が法定代表人或いは責任者を務める単位を特約業者として拡張してはならない；既に特約業者として拡張されている場合、当該特約業者がブラックリストに列記された日より10日以内に整理・取消を行わなければならない。

四、不審な取引のモニタリング強化

(十五) 取引情報が真実・完全・遡及可能であることを保証する。支払機構及び銀行が協力して銀行口座の支払或いは受取業務を行う場合、《銀行カード受入業務管理弁法》（中国人民银行令〔2013〕第9号にて公布）・《非銀行支払機構オンライン支払業務管理弁法》（中国人民银行令〔2015〕第43号にて公布）等の制度・規定を厳格に執行し、取引情報の真実性・完全性・遡及可能性及び支払の全プロセスにおける一致性を保証しなければならない。取引情報を改竄或いは隠匿してはならず、取引情報は少なくとも5年間保存しなければならない。銀行及び支払機構は2017年3月31日までにオンライン支払電文に関する金融業界の技術基準に基づきシステム改造を完了させなければならない。期限を過ぎても改造が未完了である

<p>(十六) 加强账户监测。银行和支付机构应当加强对银行账户和支付账户的监测，建立和完善可疑交易监测模型，账户及其资金划转具有集中转入分散转出等可疑交易特征的（详见附件1），应当列入可疑交易。</p> <p>对于列入可疑交易的账户，银行和支付机构应当与相关单位或者个人核实交易情况；经核实后银行和支付机构仍然认定账户可疑的，银行应当暂停账户非柜面业务，支付机构应当暂停账户所有业务，并按照规定报送可疑交易报告或者重点可疑交易报告；涉嫌违法犯罪的，应当及时向当地公安机关报告。</p> <p>(十七) 强化支付结算可疑交易监测的研究。中国支付清算协会、银行卡清算机构应当根据公安机关、银行、支付机构提供的可疑交易情形，构建可疑交易监测模型，向银行和支付机构发布。</p> <p>五、健全紧急止付和快速冻结机制</p> <p>(十八) 理顺工作机制，按期接入电信网络新型违法犯罪交易风险事件管理平台。2016年11月30日前，支付机构应当理顺本机构协助有权机关查询、止付、冻结和扣划工作流程；实现查询账户信息和交易流水以及账户止付、冻结和扣划等；指定专人专岗负责协助查询、止付、冻结和扣划工作，不得推诿、拖延。银行、从事网络支付的支付机构应当根据有关要求，按时完成本单位核心系统的开发和改造工作，在2016年底前全部接入电信网络新型违法犯罪交易风险事件管理平台。</p>	<p>場合、関連業務を暫時停止しなければならない。</p> <p>(十六) 口座モニタリングを強化する。銀行及び支払機構は銀行口座及び支払口座に対するモニタリングを強化し、不審な取引のモニタリングモデルを構築完備し、口座及びその資金振替の集中振替入金・分散振替出金等の不審な取引の特徴がある場合（詳細は付属文書1参照）、不審な取引に組み入れなければならない。</p> <p>不審な取引に組み込まれた口座について、銀行及び支払機構は関連単位或いは個人との取引状況を確認しなければならない；確認後、銀行及び支払機構が依然として不審な口座であると判断した場合、銀行は口座の非窓口業務を暫時停止し、支払機構は口座の全ての業務を暫時停止し、且つ規定に基づき不審な取引の報告或いは重点的な不審な取引の報告を送信・報告しなければならない；違法な犯罪の嫌疑がかかる場合、遅滞なく当地の公安機関に報告しなければならない。</p> <p>(十七) 不審な取引の支払決済モニタリングの研究を強化する。中国支払清算協会・銀行カード清算機構は公安機関・銀行・支払機構が提供した不審な取引事情に基づき、不審な取引のモニタリングモデルを構築し、銀行及び支払機構に公布しなければならない。</p> <p>五、健全な緊急支払停止及び迅速な凍結メカニズム</p> <p>(十八) 業務メカニズムを調整し、期限通りに電信ネットワーク新型違法犯罪取引リスク案件管理プラットフォームに接続する。2016年11月30日までに、支払機構は当該機構が権限を有する機関の照会・支払停止・凍結・引落の業務協力プロセスを整理しなければならない；口座情報照会及び取引の売上高及び口座の支払停止・凍結及び引落等の照会を実現する；照会・支払停止・凍結及び引落業務への協力を担当する専任者・専任ポストを指定し、責任転嫁・遅延してはならない。銀行・オンライン支払に従事する支払機構は関連要求に基づき、期限通り当該単位の核心的システムの開発及び改造業務を完了させ、2016年末までに電信ネットワーク新型違法犯罪取引リスク案件管理プラットフォームに全て接続</p>
---	---

<p>六、加大对无证机构的打击力度</p> <p>（十九）依法处置无证机构。人民银行分支机构应当充分利用支付机构风险专项整治工作机制，加强与地方政府以及工商部门、公安机关的配合，及时出具相关非法从事资金支付结算的行政认定意见，加大对无证机构的打击力度，尽快依法处置一批无证经营机构。人民银行上海总部，各分行、营业管理部、省会（首府）城市中心支行应当按月填制《无证经营支付业务专项整治工作进度表》（见附件2），将辖区工作进展情况上报总行。</p> <p>七、建立责任追究机制</p> <p>（二十）严格处罚，实行责任追究。人民银行分支机构、银行和支付机构应当履职尽责，确保打击治理电信网络新型违法犯罪工作取得实效。</p> <p>凡是发生电信网络新型违法犯罪案件的，应当倒查银行、支付机构的责任落实情况。银行和支付机构违反相关制度以及本通知规定的，应当按照有关规定进行处罚；情节严重的，人民银行依据《中华人民共和国中国人民银行法》第四十六条的规定予以处罚，并可采取暂停1个月至6个月新开立账户和办理支付业务的监管措施。</p> <p>凡是人民银行分支机构监管责任不落实，导致辖区内银行和支付机构未有效履职尽责，公众在电信网络新型违法犯罪活动中遭受严重资金损失，产生恶劣社会影响的，应当对人民银行分支机构进行问责。</p> <p>人民银行分支机构、银行、支付机构、中国支付清算协会、银行卡清算机构应当按照规定向人民银行总行报告本通知执行情况并填报有关统计表（具体报送方式及内容见附件3）。</p> <p>请人民银行上海总部，各分行、营业管理部、省会（首府）城市中心支行，深圳市中心支行及时将该通知转发至辖区内各城市商业银</p>	<p>しなければならない。</p> <p>六、無免許機構に対する取締度の増強</p> <p>（十九）法に基づき無免許機構を処置する。人民銀行分支機構は支払機構リスク特別懲罰業務メカニズムを充分に利用して、地方政府及び工商部門・公安機關との協力を強化し、違法な資金支払決済への従事に関する行政認定意見を適時作成し、無免許機構に対する取締度を増強し、迅速に法に基づき無免許経営機構を処置しなければならない。人民銀行上海総部、各分行・営業管理部・各省都（省府）都市中心支行は、月毎に《無免許経営支払業務特別懲罰業務進捗表》（付属文書2参照）を記入・作成し、当該区域の業務進捗状況を総行に報告しなければならない。</p> <p>七、責任追及メカニズムの構築</p> <p>（二十）厳格に処罰し、責任追及を実行する。人民銀行分支機構・銀行及び支払機構が職務を履行し、電信ネットワーク新型違法犯罪取締業務が実効を得るよう保証しなければならない。</p> <p>電信ネットワーク新型違法犯罪事件が発生した場合、銀行・支払機構の責任実行状況を遡及しなければならない。銀行及び支払機構が関連制度及び本通知の規定に違反した場合、関連規定に基づき処罰を行わなければならない；状況が重大である場合、人民銀行は《中華人民共和国中国人民銀行法》第四十六条の規定に基づき処罰を行い、1ヶ月から6ヶ月は新たな口座開設及び支払業務取扱を暫時停止する監督管理措置を講じることができる。</p> <p>人民銀行分支機構が監督管理責任を実行していない、管轄区内の銀行及び支払機構が効果的に職務を履行していない、公衆が電信ネットワーク新型違法犯罪活動において重大な資金損失を被った、重大な社会的影響をもたらされた場合、人民銀行分支機構に対して問責しなければならない。</p> <p>人民銀行分支機構・銀行・支払機構・中国支払清算協会・銀行カード清算機構は、規定に基づき人民銀行総行に本通知の執行状況を報告し、且つ関連統計表を記入・報告しなければならない（具体的な送信・報告方式及び内容は付属文書3を参照）。</p> <p>人民銀行上海総部、各分行、営業管理部・各省都（省府）都市中心支行、深圳市中心支は、遅滞なく当該通知を管轄区内の各都</p>
--	---

<p>行、农村商业银行、农村合作银行、村镇银行、城市信用社、农村信用社和外资银行等。</p> <p>各单位在执行中如遇问题，请及时向人民银行报告。</p> <p>附件：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 涉电信诈骗犯罪可疑特征报送指引 2. 无证经营支付业务专项整治工作进度表 3. 报告模板 <p style="text-align: right;">中国人民银行 2016年9月30日</p>	<p>市商業銀行・農村商業銀行・農村合作銀行・村鎮銀行・都市信用社・農村信用社及び外資銀行等に転送されたい。</p> <p>各单位は執行中に問題があった場合、遅滞なく人民銀行に報告されたい。</p> <p>付属文書：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電信詐欺犯罪に関わる不審点の特徴送信報告ガイド 2. 無免許経営支払業務特別懲罰業務進捗表 3. 報告テンプレート <p style="text-align: right;">中国人民銀行 2016年9月30日</p>
--	---